

## 統計調査についてよくある質問…

### ○答えないといけないの？

A ; 国や自治体が行う調査は、「統計法」という法律に基づいて実施され、社会や経済の状態を測るのがその役割です。景気の動向や失業率、モノの売れ行き、家計の動きなどについて国や地域の現状を正しく示す大切な情報として、また国が将来の施策を立てるための重要な基礎資料となります。

その中でも国全体で特に大切な統計について、総務大臣が指定するものを「基幹統計調査」と言い、この調査については調査漏れなどがないよう国民の申告義務が課せられています。統計調査は、皆様お一人おひとりのご協力を積み上げて、初めて正確な統計を作り上げることができます。

### ○見知らぬ人（＝調査員）に内情を知られたくない

A ; 統計法は、行われている統計調査において、皆さまからいただいた内容を他に漏らすことを固く禁じております。また調査票にいただいた内容を統計上の目的以外に使用することも禁じています。統計調査に携わる者がもしも調査内容を漏らした場合には、統計法上の規定により処罰されることになっており、皆さまからいただいた調査内容は、厳重に守られています。どうかご安心ください。

また回答のご提出は、封をしていただいても構いません。他にもインターネットでの回答や返信用封筒を使用して郵送による提出を推奨しています。

### ○住基人口と現住人口の違いは？

A ; 住基人口とは、住民基本台帳に載っている人の数で、現住人口とは、5年に一度行われている国勢調査の結果を基に、その後の人口動態（転出入及び出生・死亡）に応じて計算した人の数です。

### ○調査結果はどこでみれるの？

A ; 統計調査の結果は、国や県のホームページで公開されており、どなたでも見ることができます。また調査結果によっては、主要都市の政府刊行物サービスセンターで有料販売されているものもあります。



皆様のご理解、ご協力により統計調査を円滑に行うことができます。上記の他にも疑問がある場合には、お問い合わせください。

延岡市役所企画課統計調査係 ☎ 0982-20-7178